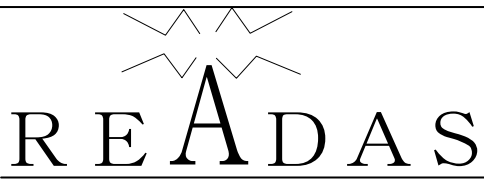


第 5299 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月28日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 申告書への記名・押印

**Q**：法人税の申告書には記名・押印をしなければなりません。押印しなかった場合はどうなりますか？

**A**：原則として、代表者の自署、自己の押印が必要です。ただし、押印がなくても申告の効力には影響がありません。

### 【解説】

申告書の記名・押印については、国税通則法に次のように規定されています。

税務署長に提出する申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、その書類にその氏名（法人については名称）及び住所又は居所を記載しなければならない。その者が法人であるときは、代表者の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。といたう。法人の場合は、その書類に法人の代表者の押印をしなければならないとしています。

次に法人税ですが、法人税法では法人が提出する申告書等には、法人の代表者が自署し、自己の印を押さなければならないとされており、さらに申告書作成時における経理責任者についても自署し、自己の印を押さなければならないとされています。したがって、原則として、申告書には法人の名称及び住所と法人の代表者の自署と自己の印を押さなければなりません。自署及び押印の有無は申告書の提出による申告の効力に影響を及ぼさないとされていますので、署名の代わりにゴム印やパソコンの印字、自己の印の代わりに会社の印であっても無効になることはありません。

